

令和5年11月27日招集

第11回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和5年第11回狹山市農業委員会総会

令和5年11月27日(月曜日) 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 狹山農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時20分

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田 敏 枝
4番 細 田 幸 司	5番 仲 川 知 範	6番
7番 小 口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸 口 秀 敏
10番 平 本 洋 章	11番 増 田 棟 順	12番 吉 田 博 幸
13番 渡 邊 隆 夫	14番 増 田 茂	

(本日の早退委員 1名) 小 口 英 吉

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 三 ツ 木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第11回狹山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書
- ・資料1-1、1-2、1-3、1-4 狹山農業振興地域整備計画
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料4 追跡調査結果
- ・資料5 農地あっせん台帳

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第11回狹山市農業委員会総会となりますが、『狹山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第11回狹山市農業委員会総会を開催します。
なお、議席番号7番小口委員につきましては、本日の総会を早退する旨の届出がありますので報告します。
始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号4番 細田委員と5番 仲川委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「狭山農業振興地域整備計画の変更について」を議案とします。

農業振興課の説明を求めます。

農業振興 【狭山農業振興地域整備計画の変更について説明】

課

議 長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を「他法令に抵触なければ支障なし」として回答してよろしいかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『他法令に抵触なければ支障なし』として回答します。

農業振興課の案件は終了しましたので、ここで農業振興課は退席します。

次に第11回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第3条の申請は入曽地区で1件、堀兼地区で1件、併せて2件、農地法第5条の申請は入間川地区で3件、入曽地区で4件、堀兼地区で1件、奥富地区で3件、併せて11件です。

生産緑地法の主たる従事者証明が水富地区で1件、農用地利用集積計画が入間川地区で1件、堀兼地区で5件、奥富地区で5件、併せて11件となっています。

議 長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 雑草については落ち着いてきましたが、枯草が心配な農地がありますので、引き続き見回りをしようと思います。

議 長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 枯草が放置されている農地が見られますので、引き続き見回りをしていきたいと思っています。

議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 畦畔の茶の木が車道にはみ出していて、車を傷つけてしまいそうな場所が何ヶ所か見受けられますので、所有者のお宅に伺おうと思っています。

議 長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 堀兼神社の裏で、かねてから問題になっていた農地がありましたが、少しずつ改善が進みつつあります。ただ、丈の高い草を手作業で刈り取っているので、ゆっくりとしたペースではあります。

山王中学校の近くの畑を隣接の農業者が借り受けたいという話が進みつつありますが、広さが7反あるので、少し時間をかけて考えたいということで、いったん保留になっています。

堀向地区で、あっせん希望が出ている農地について、栗の木の抜根を所有者がしてくれれば借りたいという人がいますので、所有者に連絡を取って話を進めたいと思います。

議 長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 雑草を刈り取った後の片付けができていない農地があり、道路沿いでもあるので、タバコのポイ捨てなどで火災が発生してもいけないので、所有者に話をしようと思っています。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 田の畔に生えている雑草を、なかなか片付けられない状況が見られます。種を持った状態で生えていますので、巡回しながら注意して見ていきたいと思っています。

また、農協と相談しながら、遊休農地でインカのめざめというジャガイモを作れないか検討しています。

利用権設定が5件ありましたので、対象のお宅を訪問してきました。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 他の地区と同様に、枯草による火災が心配されますので、所有者に声かけをしていきたいと思っています。

新規就農を目指して農業研修をということで、1人受け入れています。柏原地区での就農を希望しているとのことなので、関係機関に問合せながら、話を進めたいと思っています。

議長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 インターチェンジ近くの農地でツルがひどく伸びているところがありましたが、業者が入って、きれいにしている様子が見られました。ただ、今回のようにきちんと対応してくれる方ばかりではなく、まだ数多くの管理されていない畑がありますので、引き続き見回りを続けていきたいと思います。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。
それでは、議案第2号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第2号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は、利用権の設定が11件21筆、地目「田」が7筆、11, 518㎡、地目「畑」が14筆、24, 734㎡です。

1件目

渡し人は上奥富にお住まいの方、受け人は狭山市狭山にお住まいの方です。
所在地は沢、外2筆、地目は畑、面積は5, 421㎡、権利の種類は3年間の使用貸借権設定です。
受け人は、認定農業者となっております。

2件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は同じく下奥富にお住まいの方です。
所在地は大字下奥富字三島木、外1筆、地目は田、面積は2, 464㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。
受け人は認定農業者となっております。

3件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は2件目と同じ方です。
所在地は、大字下奥富字西川原 地目は、田、面積は、4, 314㎡、権利の種類は、5年間の賃貸借権設定です。

4件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は2件目と同じ方です。
所在地は大字下奥富字金堀、地目は田、面積は1, 128㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

5 件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は2件目と同じ方です。

所在地は大字下奥富字前田、外1筆、地目は田、面積は2, 449 m²、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

6 件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は2件目と同じ方です。

所在地は大字下奥富字山崎、地目は田、面積は1, 163 m²、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。

7 件目

渡し人は上赤坂にお住まいの方、受け人は同じく上赤坂にお住まいの方です。

所在地は大字堀兼字広野、外1筆、地目は畑、面積は2, 895 m²、権利の種類は6年間の賃貸借権設定です。

8 件目

渡し人は7件目と同じく上赤坂にお住まいの方、受け人は同じく上赤坂にお住まいの方です。

所在地は大字上赤坂字富士見ノ丘、地目は畑、面積は2, 113 m²、権利の種類は6年間の賃貸借権設定です。

9 件目

渡し人は7件目と同じく上赤坂にお住まいの方、受け人は同じく上赤坂にお住まいの方です。

所在地は大字上赤坂字富士見ノ丘、外4筆、地目は畑、面積は6, 295 m²、権利の種類は6年間の賃貸借権設定です。

受け人は認定農業者となっております

10 件目

渡し人は7件目と同じく上赤坂にお住まいの方、受け人は同じく上赤坂にお住まいの方です。

所在地は大字上赤坂字富士見ノ丘、外2筆、地目は畑、面積は6, 714 m²、権利の種類は6年間の賃貸借権設定です。

11 件目

渡し人は、7件目と同じく上赤坂にお住まいの方、受け人は同じく上赤坂にお住まいの方です。

所在地は、大字上赤坂字富士見ノ丘、地目は畑、面積は1, 296 m²、権利の種類

は6年間の賃貸借権設定です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字堀兼字青柳前、地目は畑、面積は1,225㎡、現在の利用状況は耕起中となっています。許可後は露地野菜の作付けが計画されています。
譲受人は狭山市大字青柳に居住する農業者で、総耕作面積は18,790㎡、内訳は所有面積が15,063㎡、借入面積が3,727㎡です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字北入曾字中原、外11筆、地目は畑、合計面積は16,828㎡、現在の利用状況は露地野菜の作付けとなっています。許可後も露地野菜の作付けが計画されています。譲受人は狭山市大字南入曾に居住する農業者で、総耕作面積は0㎡、すべて畑です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市狭山、地目は畑、面積は171㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員 議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字月見野、地目は畑、面積は424㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は千葉県市川市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号3について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字北入曾上之原、地目は畑、面積は465㎡です。
農地区分につきましては、

- ・1.0ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は東京都立川市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適

- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
 質疑等を受け付けます。
 質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
 賛成の方の挙手を願います。
 挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
 次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号4整理番号4について審査結果を報告します。
 申請地は狭山市大字上奥富字淵畑、地目は畑、面積は300㎡です。
 農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は東京都足立区に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
 質疑等を受け付けます。
 質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

小野田 議案番号4整理番号5について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市大字水野字月見野、地目は畑、面積は301㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は東京都清瀬市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中平野、地目は畑、面積は425㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号7について審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字中平野、地目は畑、面積は498㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適

- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号8について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字水野字逃水、地目は畑、面積は376㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は永年作物の作付けとなっています。事業計画者はさいたま市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書8の朗読)

理由書8により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号9番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号4 整理番号9について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字八軒屋、地目は畑、面積は330㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付けとなっています。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書9の朗読)

理由書9により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号10番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号4 整理番号10について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字宮後、外2筆、地目は畑、合計面積は2,946㎡、農振農用地です。事業計画者はさいたま市で建設業ほかの事業を行っている法人で、転用目的は砂利採取事業による一時転用です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書10の朗読)

理由書10により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
 質疑等を受け付けます。
 質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
 賛成の方の挙手を願います。
 挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
 次に、整理番号11番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号4整理番号11について審査結果を報告します。
 申請地は狭山市大字下奥富字宮後、外5筆、地目は田、合計面積は
 10,967㎡農振農用地です。事業計画者はさいたま市で建設業ほかの事業を行
 っている法人で、転用目的は砂利採取事業による一時転用です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書11の朗読)

理由書11により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
 質疑等を受け付けます。
 質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
 賛成の方の挙手を願います。
 挙手総員です。
 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
 次に、議案第5号「生産緑地に係る主たる従事者についての証明願い」を議題と

します。これについて、事務局の説明を求めます。

事務局 土地の所在は、広瀬台三丁目 外8筆、地目「田」が5筆、2,486㎡、地目「畑」が4筆、1,073㎡について、死亡者が生産緑地に係る主たる従事者であったことを証明する願いが出ているものとなります。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は、1件5筆、地目「畑」、面積は2,876㎡、相続による届出で、あっせんの希望はありません。
農地法第4条の規定による届出は、2件3筆で、地目「畑」が2筆、面積1,699㎡、地目「田」が1筆、737㎡、転用目的は駐車場敷地と住宅敷地です。
農地法第5条の規定による届出は、2件6筆で、地目は「畑」、5,408㎡、転用目的は通路・駐車場敷地と住宅敷地です。
公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、7件10筆です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「追跡調査結果」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料4「追跡調査結果」について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料5「農地あっせん台帳」について説明】

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑はないようです。
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第11回狹山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。